

## 循環型社会形成推進交付金関係の連絡事項について

令和5年3月  
環境省浄化槽推進室

### 1. 循環型社会形成推進交付金の積極的な活用及び疑義照会について

令和4年度補正予算より循環型社会形成推進交付金の浄化槽事業に係る新規拡充メニューが認められたところであり、当該メニューの積極的な活用をお願いするとともに、当該メニューの活用に向けた相談等があれば、前広に当室までご連絡ください。

なお、循環型社会形成推進交付金の執行に関して多くの疑義照会をいただいているところであり、会計法令及び交付金の予算制度に沿った適切な執行となるよう当室として丁寧な回答に努めているところですが、都道府県から当室への照会にあたって、市町村等からの疑義をそのまま転送するケースが見受けられます。より円滑かつ適切な疑義照会への回答を行うため、市町村等の実情を把握し指導監督する立場である都道府県としての見解も必ず示した上で当室に疑義照会いただくよう、あらためてお願いいたします。

### 2. 環境省所管の補助金等で取得した財産（浄化槽）の適切な財産処分について

循環型社会形成推進交付金交付要綱の第7.2に定められているとおり、環境省所管の補助金等で取得した財産（浄化槽）について、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。別添資料1）に基づき適切な財産処分がなされる必要がありますが、一部の都道府県においては必ずしも適切な財産処分がなされていない場合が見受けられます。ついては、財産処分の承認申請にあたり、下記の点を十分確認の上、誤りの無いよう適切に対応願います。ただし、浄化槽設置整備事業には適用しないため、念のためお伝えします。

#### ①国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の判断等について

承認基準では、地方公共団体が行う財産処分について、国庫納付に関する条件を付さずに承認することができる場合として、「道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等」が定められている（下記参照）。

これは、道路の拡張整備等を始めとした公共の事業のために補助対象財産を取り壊す場合については設置者の責任が認められないため、やむを得ない事情による財産処分として国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているものであり、それ以外の財産処分の場合を広く認める趣旨ではなく、例えば、使用者の個人的事情による増改築等の行為を理由とした補助対象財産たる浄化槽の処分については、「道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等」には原則として該当しないことに十分留意願います。

浄化槽は、補助対象財産の設置者である市町村と使用者が異なるという事情はあるものの、国庫助成事業を適切に執行する立場である市町村として、使用者に対して、承認基準の内容とともに特に使用者の個人的事情による増改築等の行為を理由とした補助対象財産たる浄化槽の処分については原則として国庫納付の条件が付されること

を交付決定の通知等の際に必ず明示・説明願います。

なお仮に、市町村から当該説明がなされないまま使用者において国庫納付の条件が付される財産処分を行った場合には、市町村の責任となり得ることを認識いただくとともに周知徹底願います。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第3. 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 略

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 略

②補助金等により取得した浄化槽の処分制限期間等について

補助金等により取得した浄化槽の処分制限期間は、「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について」（別添資料2）により、「給排水又は衛生設備」として15年と定められているため、承認基準に基づき国庫納付に関する条件を付して承認する財産処分における処分制限期間に対する残存年数の算定において誤りの無いよう留意願います。

なお、承認基準第2に定める申請手続の特例（包括承認事項）の（1）ア（経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備について行う財産処分）に該当する場合には、15年以下の経過年数であっても、包括承認事項として環境大臣への報告があったものは国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとして取り扱うこととされているため念のためお伝えします。

環企発第 080515006 号  
平成 20 年 5 月 15 日  
一部改正  
環企発第 080529002 号  
平成 20 年 5 月 29 日  
一部改正  
環循総発第 2008031 号  
令和 2 年 8 月 3 日  
一部改正  
環循総発第 2101211 号  
令和 3 年 1 月 21 日

都道府県知事 殿

環境省

環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

### 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあつては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）が別添のとおり定められた。

今般、環境省所管会計事務取扱規則の改正に伴い、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」を別添のとおり改正した。

令和 3 年 1 月 1 日以降に財産処分の承認申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき承認事務を行うこととなるので御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。

なお、この承認基準の施行にあつては、下記に留意されたい。

### 記

- 1 財産処分を行う場合には、適正化法の趣旨及び補助金等の補助目的にかんがみ、当該財産処分により、廃棄物行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう十分に御配慮願いたい。
- 2 令和 2 年 12 月 31 日において既に承認申請を受理しているが、施行日において承認を行っていないものについても、この承認基準に基づき対応することとする。

- 3 一般廃棄物処理施設の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）において、国庫納付に関する条件を付された財産処分納付金の算定については、承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きにより行うものとし、平成20年10月17日環廃対発第081017003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」によることとする。

## 環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

## 第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

## 第2 承認の手続

## 1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

## (注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

## (注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

## 2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手

続を要しない。

### 第3 国庫納付に関する承認の基準

#### 1. 地方公共団体が行う財産処分

##### (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

##### ア. 包括承認事項

##### イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

##### (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

#### 2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

##### (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

##### ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

##### イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

##### ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

##### エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

##### オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

##### (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

##### (3) 再処分に関する条件を付す場合

##### ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記（１）のうち、イ（ア）から（ウ）、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後１０年（残りの処分制限期間が１０年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けずに当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

#### イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

### 3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

（１）補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

（２）補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

## 第４ 財産処分納付金の額

### 1. 有償譲渡又は有償貸付

（１）譲渡額等を基礎として算定する場合

#### ア. 財産処分納付金額

（ア）地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が１０年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

b. 経過年数が１０年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を１０年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

（イ）地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が１０年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が１０年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を１０年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

#### イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

（２）残存年数納付金額とする場合

上記（１）以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

### 2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の

場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

### 3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

〔 環 境 大 臣 〕 殿  
〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名

〇〇施設・設備整備費国庫補助金（\*1）により取得した△△施設・設備に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
責任者 所属部署・職名・氏名

担当者 所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号、Eメールアドレス等）

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設(設備)名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無 )

- ・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)
  - 1 地方公共団体 (1)→ ( イ(ア) イ(イ) イ(ウ) )
  - 2 地方公共団体以外の者 (1)→ ( イ(ア)、イ(イ)、イ(ウ)、イ(エ) ウ、エ、オ(ア)、オ(イ) )
- ・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)
  - 1 地方公共団体 (1) a、(1) b、(1) c、(2)
  - 2 地方公共団体以外の者 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

3 第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) 以外 第4の2 第4の3

5 添付資料

- ・対象施設(設備)の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

\* 1 「〇〇施設・設備整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(4) 「⑱評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

また、補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産を設置するために補助対象財産の取壊し等を行う場合には、施設の老朽化の状況並びに補助対象財産及び建替え後の施設に設置する財産の効果を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設（設備）の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設（設備）の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、施設（設備）設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

〔 環 境 大 臣 〕 殿  
〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名

〇〇施設・設備整備費国庫補助金（＊1）により取得した△△施設・設備に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、次の処分について報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
責任者 所属部署・職名・氏名

担当者 所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号、Eメールアドレス等）

1 処分の種類 ( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設(設備)名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
	造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設(設備)の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

\* 1 「〇〇施設・設備整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑬処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったために行う廃棄。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設（設備）の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設（設備）の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、施設（設備）設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

会 発 第 2 4 7 号

平成 12 年 3 月 30 日

各指定都市（中核市）長 殿

厚生省大臣官房会計課長

補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について（通知）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、厚生大臣が定める期間については、昭和 41 年 7 月 15 日厚生省告示第 350 号をもって定められているところであるが、このたび同告示が別添のとおり改正されたので通知する。

別 添

○厚生省告示第 105 号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成 11 年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和 41 年 7 月厚生省告示第 350 号）は、廃止する。ただし、平成 10 年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。

平成 12 年 12 月 29 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（抄）

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
廃棄物再生利用等推進費補助金	建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 店舗用のもの 病院用のもの	47年 41年 39年 39年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	38年 31年 24年
災害廃棄物処理事業費補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 病院用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 病院用のもの	38年 38年 36年
廃棄物処理施設整備費補助金	建築物	れんが造、石造又はブロック造のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	34年 30年 22年 34年
金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの	38年 34年 31年 31年 29年

	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	20年 31年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	30年 27年 25年 25年 24年 15年 24年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	22年 19年 19年 19年 17年 12年 17年
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	24年 22年 20年 17年 17年 12年 9年 15年
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの	22年 20年 19年

		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	15年 15年 11年  7年 14年
	簡易建物（応急仮設住宅を除く。）	木製主要柱が10センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10年 7年
	応急仮設住宅		2年
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13年 15年
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式非難設備		8年
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	18年 10年
	構築物	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線 地中電線路

舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15年 10年 3年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	60年 50年 35年 60年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい引湯管 その他のもの	30年 15年 10年 40年
れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	50年 7年 25年 40年
石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	50年 35年 50年
土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	40年 15年 40年
金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	45年 30年 15年 10年 20年 8年 10年 15年 25年 15年 10年 45年
合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10年
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	15年 10年 7年 15年

水道用のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの 木造のもの 配水管 鋳鉄製のもの その他のもの 配水管附属設備 えん堤 鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池 高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他のもの 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造のもの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの	40年 50年 60年 60年 60年 48年 18年 40年 25年 30年 80年 50年 40年 30年 40年 20年 10年 10年 30年 60年 40年 50年 45年 15年	
	前掲のもの以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15年 50年
車両及び運搬具	特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの	5年 4年 3年 4年
	運送事業用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	3年 5年 4年 5年 2年 4年

	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	4年
		小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）	
		その他のもの	
		貨物自動車	4年
		ダンプ式のもの	5年
		その他のもの	5年
		報道通信用のもの	6年
		その他のもの	3年
		二輪又は三輪自動車	2年
		自転車	7年
機械及び装置	廃棄物処理設備	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	4年
		金属製のもの	4年
		その他のもの	4年
		フォークリフト	5年
		トロッコ	3年
		金属製のもの	7年
		その他のもの	4年
		その他のもの	3年
		自走能力を有するもの	7年
		その他のもの	4年
	水道用設備	電気設備	7年
		汽力発電設備	15年
		内燃力発電設備	15年
		蓄電池電源設備	6年
		その他のもの	20年
		ポンプ設備	15年
		薬品注入設備	15年
		滅菌設備	10年
		通信設備	9年
		計測設備	10年
	前掲のもの以外のもの	計量器	8年
		量水器	10年
		その他のもの	17年
		荷役設備	15年
		修繕検査設備	17年
		その他のもの	8年
		主として金属造のもの	17年
		主として木造のもの	8年
		主として金属製のもの	17年
		その他のもの	8年

○補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件(抜すい)

(昭和41年7月15日号外)  
厚生省告示 第350号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施工令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産の処分制限期間を次のように定める。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間  
補助事業者等が補助事業等により取得した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)		
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等			
清掃施設整備費補助金	建 物	機械室, 電気室, 消毒室, ポンプ室, 水質試験室, 薬品注入室, 管理室, 作業員控室, 構築物上屋	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	5 5		
			ブロック造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	4 5		
			鉄骨造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	4 5		
			木造	2 0		
			木骨造モルタル造	1 8		
			構 築 物	投入槽, 消化槽, 濾床, 沈澱池, 曝気槽, 消毒槽, 炉体, 煙道, 煙突, 醗酵槽その	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造又は石造	2 0
					れんが造	1 5

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)	
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等		
機械及び装置		他汚水, 汚泥, ガス又は火気が直接全面的に接触する構築物	コンクリート造, 金属造又は土造	1 0	
			木造又は合成樹脂造	7	
		その他の構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造又は石造	3 0	
			れんが造	2 0	
			コンクリート造, 金属造又は土造	1 5	
		加温加熱装置	加温加熱装置	木造又は合成樹脂造	9
				攪拌機	7
				計装設備	7
				散気装置	7
				散水装置	7
				除渣装置	7
				除塵装置	7
				撰別装置	7
				送排風装置	7
				脱水設備	7
その他の機械及び装置	その他の機械及び装置	灰出装置	7		
		排泥装置	7		
		破碎機	7		
		薬品注入装置	7		
		その他の機械及び装置	7		